

建設・建築工事関係者の皆様へ

『油・濁水・着色水などの河川への流出防止について』

町田市内の河川は、近年水質浄化の兆しが見られていますが、河川への油・濁水・着色水などの流入による水質異常事故（河川事故）は毎年発生しています。



東京都では、建設等の工事に伴い発生する汚水について、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例で排水基準を定めています。

建設・建築工事の際は、水環境保全のため、より良い水質での排水をお願いいたします。

〔排水基準〕（規則別表第 15）

	規制基準等
外観	異常な着色又は発泡が認められないこと
水素イオン濃度 【pH】	5.8～8.6
浮遊物質濃度 【SS】	120 mg/L
ルルルキサン抽出物質含有量【鉱物油】	5 mg/L

（条例第 125 条第 1 項、規則第 61 条第 3 項）

基準に適合しない汚水を公共用水域に排出し、生活環境に影響を及ぼした場合は、罰則が適用されることがあります。（条例第 158 条）

〔適正な排水を維持するために〕

- ① 塗料等の資材は有害物質が含まれないものを選定し、適量使用する。
- ② ハケなどに付着した塗料等の使用後の資材は、洗浄前にウエスなどで拭き取り、着色した洗浄水を側溝に流さない。
- ③ 油・汚水・資材等の飛散・流出・地下浸透を防止する。
- ④ 工事等によって発生した汚水は適切な処理を徹底する。
- ⑤ 現場での処理が不可能な油・汚水・資材は産業廃棄物として適正処理する。
- ⑥ 現場責任者は、作業員への指導及び規制事項等について周知を図る。

事故が発生した場合はその拡大防止に努めるとともに速やかに環境共生課又は関係機関にご連絡ください。

【お問い合わせ先】 町田市環境資源部環境共生課 ☎ 042-724-2711